

令和7年度横芝光町有害獣被害防止電気柵設置事業

有害獣による農作物の被害を防止するために、電気柵を設置した際の購入に要する経費に対し、費用の一部を助成します。



補助率 2 分の 1 ・ 上限 2 万円

○対象者

町内に住所を有する農業者（前年の農業所得がある個人または法人）で、町税の滞納がない者。

○補助を受ける要件（次のすべてに該当すること）

- ・ 電気柵を設置する農地が町内にあること。
- ・ 電気柵を設置する農地を所有又は借用し、耕作されていること。
- ・ 電気柵を設置する農地の面積が10アール以上であること。
- ・ 電気柵の延長が100メートル以上であること。
- ・ 電気柵の購入先が町内又は農業協同組合であること。
- ・ 過去にこの補助金を活用して設置した電気柵の補修等を目的としたものではないこと。

○補助金申請から交付までの流れ（下線部が申請者）

(1) 産業課へ申請 → (2) 電気柵の購入・設置 → (3) 実績報告書を提出
(4) 検査・確認 → (5) 請求書を提出 → (6) 補助金交付

○申請時に必要なもの

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| (1) 補助金交付申請書(第1号様式) | (3) 見積書等（明細を確認できる書類） |
| (2) 電気柵設置場所の位置図・写真 | (4) 決算書等（前年の農業所得が分かる書類） |

○実績報告時に必要なもの

- (1) 補助金実績報告書(第5号様式)
- (2) 電気柵の設置完成写真
- (3) 領収書又は支出を証する書類



○請求時に必要なもの

- (1) 交付請求書(第7号様式)
- (2) 通帳の写し

※注意事項

- ・ 申請前に購入したものは補助の対象外となりますのでご注意ください。
- ・ 予算を超えた時点で終了となります。
- ・ 申請は同一年度1回限りです。

・ 申請の受付は令和8年3月13日（金）まで

※設置及び実績報告等の提出が令和8年3月31日までにできるものに限る。

○申請先 横芝光町役場産業課農政班 Tel 0479-84-1215